



第41回研究大会（オンライン開催）

「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討

～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～（中間報告）」の報告

信頼性向上に向けた論点（中間報告）

～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造
サイクルの実現に向けて～



第41回研究大会（オンライン開催）

「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討 ～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの 実現に向けて～（中間報告）」の報告



日本公認会計士協会 常務理事
（企業会計・企業情報開示）

ふじもと たかこ
藤本 貴子

ニッセイアセットマネジメント株式会社
チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー

いぐち じょうじ
井口 譲二

株式会社日立製作所 社外取締役
株式会社村田製作所 社外取締役

やまもと たかとし
山本 高稔

日本公認会計士協会 研究員
国際統合報告評議会（IIRC）
フレームワークパネル メンバー

もり よういち
森 洋一

日本公認会計士協会は、企業情報開示がその有用性と信頼性を高めることにより情報利用者にとっての価値を高めるとともに、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結び付いていくことが重要であるという考えの下、2019年9月に「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、企業情報開示について検討を重ねてまいりました。

特別委員会では、資本市場における資本提供者である投資家が必要とする企業情報を前提に、外部有識者として投資家・社外取締役の参画を得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性についての議論を行いました。さらに、こうした企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割についても併せて検討を行いました。このたび、当協会の分析に基づく課題の抽出と対応に関

する提案文書を中間報告として取りまとめ、「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～（中間報告）」（以下「中間報告」といいます。）を公表いたしました。

そして、今回、当協会の会員・準会員の皆様にも本中間報告の概要や検討の背景等を紹介する場として、初めてオンライン形式で開催された第41回研究大会での発表の機会をいただきました。当日、残念ながら参加いただくことができなかった皆様も多くおられることから、今回、発表内容の一部ではあるものの、その概要について報告いたします。

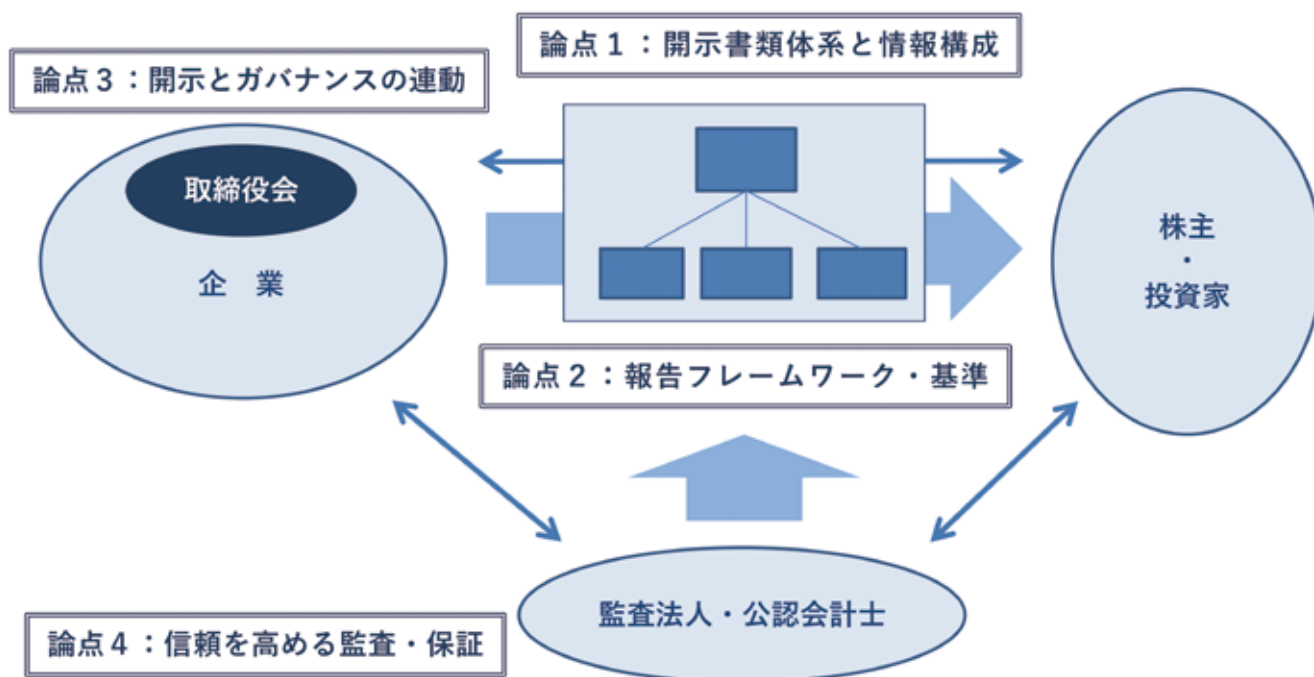
当日は、特別委員会に外部有識者として参画いただいている井口譲二氏（ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー）、山本高稔氏（株式会社

日立製作所 社外取締役、株式会社村田製作所 社外取締役)、そして特別委員会で副委員長を務められる藤本貴子氏(日本公認会計士協会 常務理事(企業会計・企業情報開示))をパネリストに迎え、コーディネーターの森 洋一氏の進行の下、本中間報告で取り上げた論点に関する特別委員会における議論のポイントや、各登壇者からみた企業情報開示の有用性と信頼性の確保に向けた現状と課題、公認会計士への期待など、多くの示唆に富む有意義なディスカッションが展開されました。

1. 中間報告の公表について

藤本 昨今、非財務情報の重要性が高まっている中で、開示される情報の有用性や信頼性をどのように確保していくかが、非常に大きな課題になっていると認識している。現状の開示に関する課題や、開示に関連するガバナンスとの連携などの様々な論点について外部有識者にも参画いただきながら検討を行い、このたび、「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～(中間報告)」」を公表した。

図表1



森 中間報告の検討に当たっては、企業情報開示に関して、コーポレートガバナンス、投資家スチュワードシップ発揮及び監査・保証の3つの視点を持って、現状の企業情報開示に対する現状及び課題について議論いただき、「論点1：開示書類の体系と情報構成」、「論点2：開示書類の体系と情報構成」、「論点3：企業情報開示とコーポレートガバナンスの連動」及び「論点4：信頼性を高める監査・保証」の4つの主要論点を整理した(図表1)。今回の発表ではそのうちいくつかの論点について議論を深めたい。

2. 開示の在り方(書類体系、報告基準)について(論点1、論点2)

森 自主開示である統合報告書の発行拡大と有価証券報告書(以下「有報」という。)における記述情報の充実が進んできているが、利用者の立場からみて、近年の変化をどう評価しているか。また、課題となる点もお聞きしたい。

井口 日本において企業情報開示の充実が図られていることは歓迎すべきことである。一方で、投資家としては、必要な情報が各媒体に散らばっており、一貫した企業価値創造プロセスを

理解するという観点では課題があると感じている。

昨年12月に英国の鉱山会社であるBHPを訪問する機会があり、経営戦略、コーポレートガバナンス、財務諸表の状況、TCFDへの対応等について議論したいと考え準備したことは、ウェブサイトから法定のアンニュアルレポートをダウンロードするだけであった。一方で日本では、そもそも多くの企業で法定の年次報告書の英語版が開示されていない状況であり、さらに、有報、統合報告書、コーポレートガバナンス報告書などに必要な情報が散らばっているという点でも課題がある。今後、こうした情報が、有報に一元的に開示され、補強する形で、任意のサステナビリティ報告書などが作成されるといった報告体系が期待される。

また、統合報告書の内容面でも課題がある。自主開示書類である統合報告書は自由に発信できることが良いという意見があるが、投資家としては、出しやすい情報しか開示されなくなる懸念や、有報と統合報告書の開示内容の差が広がることにより、統合報告書の開示内容自体の信ぴょう性に疑念が生じるといった課題もある。



森 山本さんに社外取締役の立場からお聞きしたい。企業から複数の投資家向けレポートが出ている中で、その体制はどうなっているか。各媒体で非財務情報が重要になる中で、横連携は十分に図れていると考えるか。また、会社としての一貫したコミュニケーションという観点から、どのような開示体系が望ましいか。

山本 日本企業は非常に真面目で、様々な開示要請に忠実に対応してきた。しかしながら、企業としてどういった方々にどういった情報を付け加えればより付加価値が高まるかという点までの検討が追いつかず、各担当部署が知恵を絞りそれぞれの要請に対応してきた結果として、開示媒体の数が増えてしまった。

もう少し横連携ができれば、より効率的な開示体系を築くことができるかもしれないが、ベストプラクティスといえるような開示はそこまで多くない印象がある。

2020年度版として既に公表されている優良企業何社かの統合報告書を、開示体制、情報体系の観点から見てみた。開示体制の面で、制作体制と役割について明示的に開示しているのはMS&AD1社のみであった。MS&ADは、CFOを中心に構成されたプロジェクトチームで統合報告書を制作し、取締役会が評価・フィードバックを担う体制を構築しており、こうした制作体制までを開示をしている企業は非常に少ない。また、情報体系の面で味の素の事例には驚いた。階層別の開示体系が示されており、第一階層に統合報告書、第二階層には統合報告書を補完するものとしてサステナビリティデータブック、有報等が位置付けられている。統合報告書をメインレポートに位置付けている企業はほかにも数社あり、このように、自主開示の統合報告書を中心に据えて有報やサステナビリティ報告書がそれを補完するという情報体系が中長期的にみて望ましいのかどうかは、しっかりと議論が必要だろう。企業にとって都合の悪い情報であっても有報には記載しなければならないが統合報告書での記載は任意であり、統合報告書にあまりにも寄りすぎると利用者にとっては使い勝手が悪い面もある。

一番大事なこととして、企業情報開示の有用性及び信頼性の議論では、誰が使うのか、誰に読んでもらいたいのかの原点に立ち返って考えなければならない。

森 監査人の立場から、特別委員会での議論で印象的だった点も含めて、開示書類の体系、特に制度開示と自主開示の関係性について、どのような課題があると考えられるか、また、監査意見を付与する対象でもある有報はどのような存在になっていくべきかをお聞かせいただきたい。

藤本 私自身も自主開示である統合報告書が情報開示の中心になっている状況であると認識しており、制度開示である有報の在り方を考えるべきときにきていると感じている。

有報は開示項目がある程度決められており、企業間の比較可能性や、一定水準の開示レベルの確保という点では非常に有用な媒体である。その一方で、罰則規定があることなどにより、なかなか積極的な開示がしづらい面もある。近年、事業等リスクやMD&A等において、将来の予測を踏まえた記述が求められるようになってきており、特に前期末においては、新型コロナウイルスに関しては何をどこまで記載するかについて、非常に悩まれた企業が多いと思う。

他方、統合報告書に関しては、将来情報を含め積極的に情報

開示をしている企業が多いが、アピールする部分を中心に構成したり、会社が開示したくない情報は控える傾向もあり、統合報告書が企業情報開示の中心に据えられると利用者である投資家の判断を誤らせる結果になってしまわないか、少々危惧をしている。

そういう意味では、制度開示である有報を中心に据え、それを補完する形で統合報告書やサステナビリティ報告書を位置付けるという体系が重要であり、そのためには、有報の記述情報を含む開示充実是非常に重要なテーマだと感じている。

森 藤本さんが最後に発言された体系は中間報告の中でも一例として示しており(図表2)、非常にシンプルな話として、投資家にとって重要な情報が有報を見れば入手できる状況が望ましいと考える。

現在、記述情報の開示充実に関する取組を通じて、自主開示の情報を制度開示に取り込む動きが進んでいるが、有報を中心に開示体系を再構築していく上で、有報が真の年次報告書になるに当たって何が課題になっていると考えるか。

井口 近年、有報の記述情報の開示を充実させている企業もあれば、従来のボーラプレートの開示にとどまっている企業もある。開示充実が図られている企業に聞いてみたところ、そのほとんどの企業で、投資家と普段対話を行っているIR部門等と有報を作成する経理・財務部門等の連携ができていた。そのた

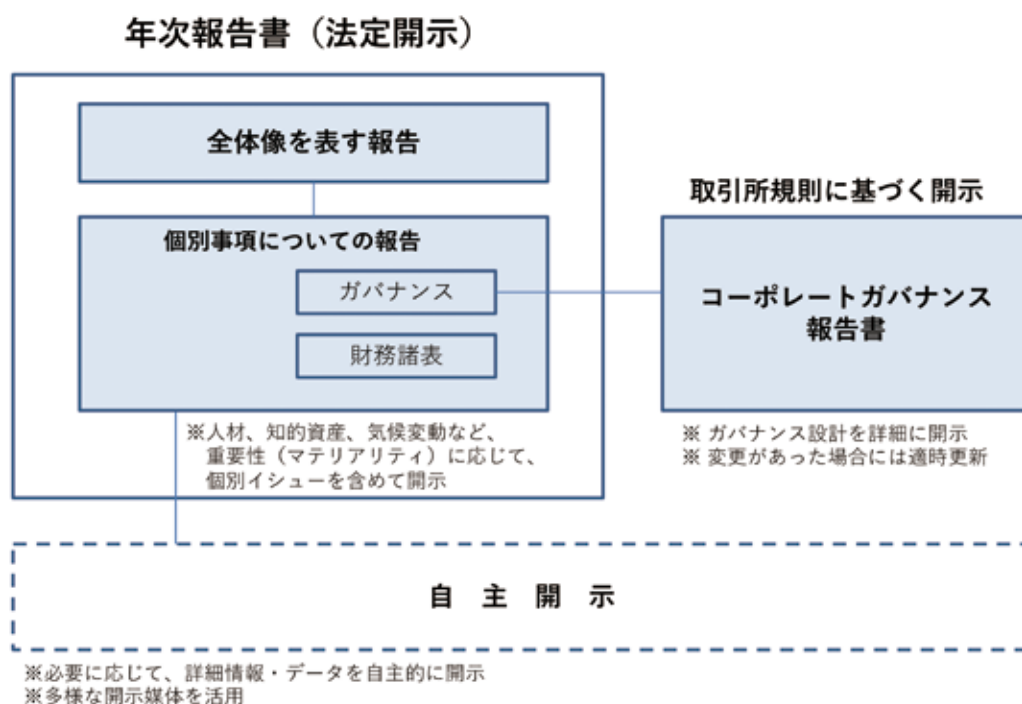
め、投資家がどういう情報を必要としているのが有報の作成部門に伝わっており、有報に統合報告書で開示するような内容を取り込む体制が整っていた。

このように、課題としては、投資家と対話を行う部門と有報を作成する部門間の壁、有報を作成する上での意識、メンタリティの部分が大きいように感じる。

森 企業内での統合報告書を作成する部門と有報を作成する部門間の連携や、ガバナンスの観点から、有報の財務・非財務の情報がしっかり取りまとめられ、取締役会での議論を経て公表される一気通貫のプロセスは非常に重要であると考えられるが、そうした動きについてどう考えるか。

山本 開示体系の在り方を見直す上で、機が熟してきたと感じている。制度開示である有報は、法定開示書類として組織の決まった枠の中で粛々と作成・開示されるが、自主開示である統合報告書はそういった枠や決まったプロセスがなく、作成部門が他部門に依頼をしながら知恵を絞って作成されている。こうした統合報告書の作成実務によって、どのように将来志向の開示ができるか、また、部門の壁を越えて横連携を図った開示体制をどのように構築できるかといった経験・ノウハウが蓄積されてきており、これらをいかに有報の開示体制に係る課題解決に活かしていくかが重要であると考ええる。今回の新型コロナウイルスへの対応をきっかけにギアチェンジをし、開示体制を見直

図表2





すタイミングにきているのではないかと。

森 過去情報だけでなく将来情報を含めて重要な情報を開示する方向に変わってきている中で、開示体系だけでなくコンテンツも含めて望ましい開示の在り方についての一定の共有認識が必要ではないかといった特別委員会での議論もあったが、監査人の立場からどう考えるか。

藤本 まず、山本さんにもお話いただいた、新型コロナウイルスの影響に関し、3月末決算で会計処理をどうすべきか、記述情報に何を記載すべきかという点について、企業側では大変悩まれたと思うが、監査においても、会計上の見積りの合理性についての判断などについて苦心した部分も多く、どこまでであれば監査手続をして意見形成ができるかという点でも非常に悩んだ部分であった。会計上織り込めない部分についても記述情報で何をどこまで記載するかを企業と監査人との間で議論しながら、現時点での最善の開示が行われたという実態ではないか。今後、事例の検証などを行い、さらに開示実務の改善につなげていく取組が望まれるが、監査人の立場からサポートしていきたいと考える。

望ましい開示の在り方についての一定の共有認識としては、監査人として記述情報を見る上で、拠り所となる規程が必要という議論が特別委員会の中であった。金融庁の「記述情報の開示に関する原則」(以下「記述情報原則」という。)や国際統合報告評議会(IIRC)の国際統合報告フレームワーク(以下「IIRCフレームワーク」という。)などが規程になり得るが、監査人として、それらの規程の背景にある目的までしっかりと理解した上で開示を見ていく必要があると考える。

森 少し補足するが、非財務の分野でも、国際会計基準審議会(IASB)のマネジメント・コメンタリー実務記述書やIIRCフレームワーク、記述情報原則など、ここ10年程度の間に様々な開示枠組みの議論が進んできている。今まさに、これらをどう収斂させていくべきか、どういった枠組みとして体系化を進めていくべきかという議論が国内外で始まっているところである。

3. 開示とガバナンスの連動(論点3)

森 まず、国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(ICGN)の理事も務められ、海外の機関投資家とも議論を深められている井口さんに、日本と海外の投資家が、取締役会が開示に果たすべき役割について、どのような期待や関心、または懸念を持っているかをお聞きしたい。

井口 ICGNでは、グローバルガバナンス原則を作成しており、本原則において、取締役会は、投資家の視点で重要な情報を認識し、それが年次報告書に開示されるよう確認すべきといったことが書かれている。

この趣旨は、外部に開示する情報は取締役会で責任を持って見ていただきたいということだけではない。取締役会が中長期的に企業が成長するように経営者を監督する役割を担う中で、取締役会として企業の状況をよく把握し、機会や課題について共通認識を持っていただく必要がある。このような作業の一環として、年次報告書の作成及び議論にしっかりと関わってもらいたいという考えもある。

投資家からすれば、企業の最高意思決定機関である取締役会が英知を結集して作成した有報が共有されれば、企業の進む方向性を理解することができ、建設的な対話を深めていくことができる。取締役会が有報の作成に関わることは非常に重要であると認識している。

一方で、時々、企業サイドから、取締役会で報告書の内容のチェックまではしない、あるいは、できないという意見を聞くが、最近、発表された経済産業省の「社外取締役のガイドライン」策定において実施されたサーベイでは懸念される結果が示されている。ガバナンス形態にもよるが回答企業の平均でみれば、中期の経営戦略・経営計画に関する議論が取締役会で行われる時間は、取締役会の議論の15%程度(年間3時間程度)、長期の経営戦略に関しては5%程度(年間1時間程度)とわけて少ないというショッキングな結果であった¹。有報等を取締役会で議論するのであれば、ある程度の時間を要すると思われるが、そもそも、その土台となる中長期のビジョンが多くの企業で共有化できていないという結果ともとらえられ、本サーベイの結果については、取締役会の実効性そのものに不安を覚える次第である。

森 取締役会に参加する立場から山本さんにお聞きしたい。取締役会及び取締役は、どの程度、開示に関心を持っているか。より平たくいえば、経営者が投資家にどのようなメッセージを出しているか、どうコミュニケーションをしているか、この点について十分な関心を持ってウォッチされているか。また、企業の向かうべき方向性について、取締役会で議論されているか。

山本 個々の取締役として企業価値や情報開示に対して高い関心を持っているが、残念ながら投資家からの期待と現実にはギャップがあり、実際に取締役会において情報開示の在り方や資本市場からの期待なども諸々含めて、十分な議論をしているかというところ、そこまではできていない企業が多いだろう。

執行役員、社外取締役を含めた取締役が、情報開示やコミュニケーションに十分な関心と見識を持ち合わせているか、また、決算説明会、中期経営計画、技術開発、ESGなどのアナリスト、投資家やメディア向けの説明会に積極的に参加したり、ウェブサイト等から投資家やメディアの関心が何かといった情報を得て取締役会の議論に参加しているかという点、心許ないというのが正直なところである。

企業の向かうべき方向性という点で、最近、取締役会、社外取締役のスキルマトリックスの議論に焦点が当てられている。スキルマトリックスは、企業が中長期的にどのような方向性に向かいたいのか、どういった事業ポートフォリオを組みたいのかを、取締役会の構成と関連付けて説明ができるかどうかが重要であるが、残念ながら、資本市場の経験、機関投資家との対話ができるかという視点・アングルが入っていないことが多い。取締役会では、中長期的な戦略に関して、単に報告だけでなく、重要案件として戦略的にしっかりと議論されて、承認されるべきことである。経営陣として誇張化したり、ストーリーを走らせすぎたり、また、保守的な開示によるマイナスに無関心となることは抑制されるべきであると考えられる。そのためには、資本市場の経験等の視点・アングルがないと機能しないと考える。



山本 高稔氏

森 続いて藤本さんにお聞きしたい。特別委員会では、監査人の立場からも企業における情報開示の体制とプロセス、特に取締役会、統治責任者の役割について、多くの議論があった。日本の監査基準では、統治責任者としては監査役会を中心にこれまで考えられてきており、取締役会にはあまり目が向けられてこなかった。

非財務情報の充実化が図られる中で、取締役会には、企業情報開示にどのような役割が求められているか、そして、それを果たす上での体制・プロセスに関し、どのような課題があると

考えるか。

藤本 日本の監査基準は、数年前までほとんどの上場企業が採用していた監査役会設置会社をベースとして作成されているため、監査基準委員会報告書上では、監査役会・監査役とのコミュニケーションが主要な手続とされている。しかしながら、日本企業のガバナンス形態は多様化が進み、海外のガバナンスモデルなども参考にして形態だけでなく実態も変わってきている状況の中で、我々監査人も、企業の誰と対話をして、企業の経営環境、経営戦略等をより深く理解し、財務諸表監査に生かしていくかを改めて考える必要があるのではないか。

また、取締役会で中長期の経営戦略に関する議論に十分な時間が割かれていないという課題もあるが、情報開示という観点では、取締役会での議論の内容を、どのように投資家の方に伝えていくかという開示に至るプロセスも重要である。開示に至るプロセスにおいては、幅広い視点・経験を持つ社外取締役の意見を開示に反映していくことが有用ではないか。監査人としても、経営環境、経営戦略等を理解する上では、経営者、監査役等だけでなく、社外取締役とも対話することで、監査の実効性をより高めることができると考える。

さらに、開示プロセスを明確にするとともに、そのプロセスを開示していくことも考えられ、そのことにより、情報利用者にとっての安心感、情報に対する信頼性を高める効果が期待できるのではないか。

森 特別委員会では、開示プロセスについては相当議論をし、有報等の年次報告書の記述情報の充実が図られ、かつ、取締役会が審議した情報が反映される状態を構築していく必要があるという認識が共有された。中間報告においても、取締役会において、期末日より相当程度早いタイミングから、マテリアリティ、リスク、業績のレビュー・評価に関する議論がなされ、その結果が年次報告書に反映され、開示されるというスケジュール例を示している(次頁の図表3)。

ただ実際には、取締役会は議題も多く時間が限られている状況であり、本当に果たさなければならない役割は何か、どこに焦点を当てるべきと思われるか、投資家の立場から井口さんにお聞きしたい。

井口 取締役会の議事録まで開示することは不可能と理解しているので、開示プロセスや承認者に関する開示は期待するところである。

英国では、ガバナンスコードの中で、誰が何を年次報告書に記載するとまで記載されていたり、監査委員会が責任を持つ監査委員会報告書(Audit Committee Report)の中で、具体的



図表3



な活動が明記されるなど、ある意味、開示プロセスが明確となっている。これに比べ、日本ではこのような仕組みがなく、他国に比べ、開示プロセスの開示は一段と重要になっている。

森 これまでの社外取締役としての経験から、開示に対して取締役会ができること、やらなければならないことはどのような点とお考えか、山本さんにお聞きしたい。

山本 形式的なものではなく取締役会がしっかりと開示に関与し、その上で開示がなされているということ、投資家等の利用者へ伝えていくための方法を模索している段階だと思う。開示体系、体制及びプロセスをどのように可視化していくかは、企業自身の信頼性をどれだけ高めることができるかと同義語であり、企業としてどこまで知恵を絞って考えているかによるだろう。

例えば、本発表の最初にお話したMS&ADの統合報告書の事例のように、CFOを中心に構成されたプロジェクトチームで制作し、取締役会が評価・フィードバックを担う体制を構築して、それが明示的に示されていれば利用者にとっては分かりやすいだろうし、このように、利用者へ伝えていくために努力することは必要であると考えます。

森 開示体制やプロセスを投資家に対し可視化し伝えていくとともに、そこに経営者がコミットし、取締役会で共通の認識を

持った上で、有報等の年次報告書の議論・承認を行うことが重要ということだと思ふ。

4. 監査・保証について（論点4）

森 ここまで、開示の在り方、開示を支える企業側のガバナンスに関して議論いただいたが、ここでは、開示される情報に対し信頼性を付与する監査・保証について議論を深めたい。

まず、監査人の立場から、藤本さんに、非財務情報を中心とした開示充実が進む中で、外部監査人の役割にどういった影響があるかをおうかがいしたい。

藤本 監査人の視点としては、主に財務諸表監査を行ってきたことから、監査範囲の明確化という観点から、財務情報と非財務情報について切り分けて考えてしまっている節があるかもしれない。「企業情報開示」といったときには、財務情報と非財務情報の両方が双方関連性を持って適切に投資家へ届けられているかが重要であり、非財務情報の重要性が高まってきている状況において、監査人としても非財務情報に対して無関心ではいられないだろう。

本年度は、監査上の主要な検討事項（KAM）の強制適用の年

であり、KAMの導入により、監査人は、自ら実施した監査手続を投資家に分かりやすく示さなければならない。これは、非常に大きな変化である。KAMは、監査上の対応の前提として、その背景にある企業のリスクは何かの議論からスタートするものであり、非財務情報の内容も踏まえ、これまで以上に企業と議論を重ねる必要がある。



藤本 貴子氏

また、非財務情報に対する保証業務に関して、特別委員会において、何を拠り所として保証していくのかという点は難しいといった議論があった。財務諸表に対して会計基準があるように、非財務情報に対しても拠り所となるクライテリア(規準)を

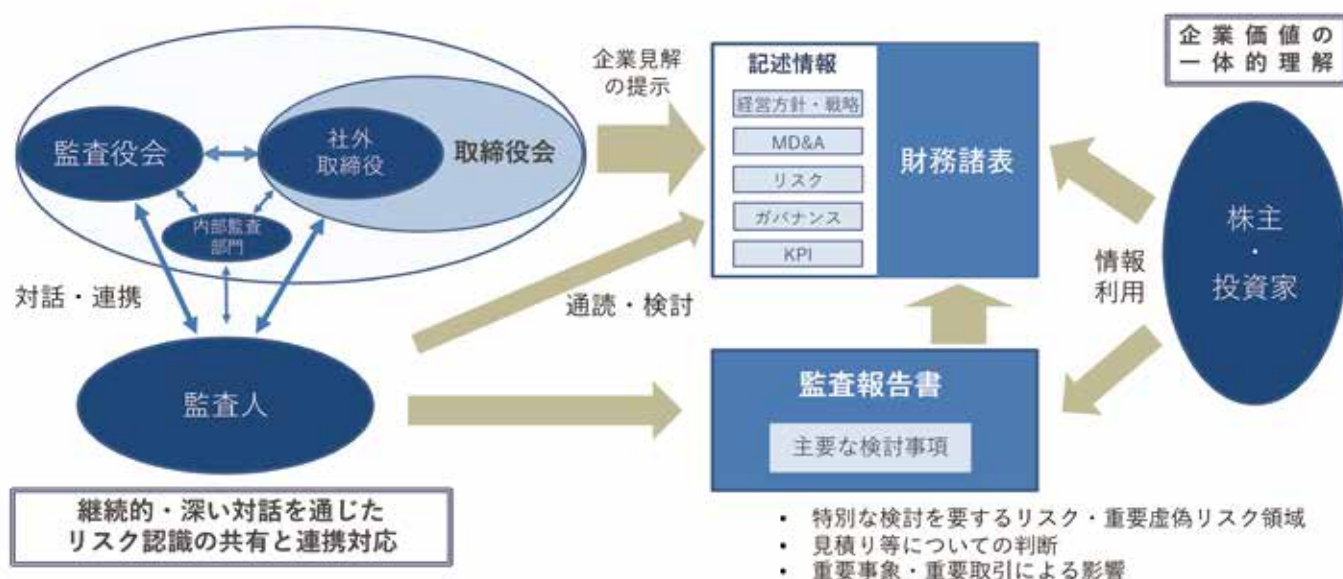
明確にする必要があると考える。中間報告の中で、保証ニーズと保証業務の提供可能性の観点から、KPI等の過去実績情報、コーポレートガバナンスの運用状況及び開示プロセスを保証業務の例として挙げており、我々としても、こうした分野での保証ニーズに応えていきたいと考える。

森 図表4で示すようにKAMの導入や監査基準委員会報告書720において求められるその他の記載内容の通読・検討によって、監査人自身が投資家等の利用者側をしっかりとみて、リスクの認識・評価をする必要がある。その前提として記述情報は監査人にとっても重要な意味を持つと考える。

そうした中で、監査人として監査役会等とのコミュニケーションだけでよいのか、取締役会及び社外取締役とも連携の必要があるのではないかというのは、特別委員会でも大きな論点になった。社外取締役の観点から、監査人と対話する意義はどういうところにあるか、また、どういったトピックについて議論することが重要か、山本さんにお聞きしたい。

山本 自身が監査委員を務める日立製作所は指名委員会等設置会社の形態をとり、三様監査をベースとして監査人と密に連携を図っている。監査人との連携で最も印象的なことは四半期ごとの「識別されたリスク」の議論である。リスクの内容、性質、大きさ、影響等について議論するが、これは、監査委員会の監査を行う上でも非常に有用なものとなっている。三様監査を通じ

図表4





て企業価値を高めるといった共通の認識を持つことができ、可能な範囲で監査人と情報共有を図るようにしている。

一方で、監査役会設置会社の場合には、社外取締役と監査人が議論するケースはそこまで多くないと思う。ただし、ここ数年のコーポレートガバナンス改革の中で、社外取締役に対する注目は高まり、社外取締役の質、ジェンダー、国籍、企業側からの情報提供など相当変わってきており、数年前とは全く異なる。社外取締役と議論の場を持つことで、新たな情報・見解を間違いなく得ることができ、それを利用しない手はないだろう。監査人との議論は社外取締役にとっても有意義であり、これまで議論をしていなかったとしても、目的意識を持ちつつ、是非、議論の場を持ってもらいたい。

森 監査人と社外取締役の対話・連携について、こういったトピックに関する議論が考えられるか、また、その監査上及びガバナンス上の意義に関しては、特別委員会においても議論した（図表5）。リスク認識も含め、議論を通じてお互い共通認識を持つことが重要だと考える。

続いて、利用者の立場から井口さんに、近年、企業情報開示が変化していく中で、監査人の果たす役割についてどういった期待を持っているか、また、非財務情報の信頼性という観点で関心をお持ちの点についてお聞きしたい。

井口 2014年のスチュワードシップ・コードの導入を契機として、投資家の視点は短期から中長期にシフトしてきている。中長期の企業戦略等を理解する上で、財務情報だけでなく、非

財務情報を含めて分析することが必要になり、その情報の信頼性確保が重要になってきている。一義的には、企業の内部事情に精通している社外取締役/監査役の役割が重要と考えるが、内部のことを知りつつ、外部の視点を持って監査する外部の監査人の役割も大きいと考える。

また、近年、非財務情報の開示及び保証の基準化に向けた大きな潮流を感じているが、投資家としてはこのような動きを歓迎したい。

非財務情報の保証には、財務情報に関連する非財務情報の保証と非財務情報のみの保証の二段階あると認識している。後者に関して、非財務情報は企業固有の情報で、かつ、作成及び保証の基準がない状況で、保証業務の提供は難しいと理解しているので、報告書にもあるように、当面は、過去情報を中心に信頼性を付与してもらえればと思う。前者の財務情報に関連する情報に関しては、監査人と利用者の認識の間に“期待ギャップ”があると考えている。例えば、営業利益に報酬額が連動する業績連動型報酬を採用している企業で減益であるにもかかわらず役員報酬が増えるなど、記載の誤りではないかと思わせる事象も多々ある。投資家としては、このような非財務情報は、財務情報に関連していると考えており、監査人に是非、見ていただきたいと考える。

森 業績連動型報酬のようにベースが財務情報になっている非財務情報について、どこまで財務情報と一体的にとらえつつ、全体として信頼性を付与していくかが課題になっていると感じ

図表5

トピック	監査上の意義	ガバナンス上の意義
経営戦略・経営計画と進捗についての見解	<ul style="list-style-type: none"> • 監査上のリスク評価への反映 • のれん等、会計上の見積りの評価 	監査人の見解を理解し、効果的な経営監督行動に反映
重要リスクに関する認識		
重要な事業・投資案件（現状・見通し）		
資本コストについての考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 割引率設定 	
コーポレートガバナンスの整備・運用状況	<ul style="list-style-type: none"> • 内部統制評価 	
監査役会との役割分担・連携	<ul style="list-style-type: none"> • 監査役とのコミュニケーションに反映 	

ている。

次に監査人の立場から藤本さんにお聞きしたい。山本さん、井口さんの発言をお聞きになって、監査・保証の在り方について、今後、何を検討していくべきとお考えか。



森 洋一氏

藤本 利用者、社外取締役の方から、信頼性の付与への期待があることは認識しなければならない。どのような保証ニーズがあり、我々公認会計士としてどのような情報であれば保証業務を提供できるのか、何を規準とするのか、監査で得た知見をどのように生かして財務諸表以外の情報の保証という点で貢献できるのかをしっかりと考えていかなければならないだろう。

5. 公認会計士への期待

森 最後に、公認会計士が企業情報開示の有用性及び信頼性向上に向けて、どういう役割を果たすべきか、どのような期待を持っているかについてお聞きしたい。

山本 公認会計士、監査人は、まさに今、変化しないといけないうタイミングにあるという認識を持っている。中間報告では、企業財務全般の専門性に加えて経営戦略、リスク管理、業績評価及びコーポレートガバナンス等の企業経営に関連するテーマ全般の総合力を高める必要があると記載されているが、その全部を満遍なくということは現実的には難しいだろう。こうした専門性のうちどの部分に自らの強みを持ち、不足する部分をチーム内で補うことで全体としての専門性の幅を広げていくことを考えてもらいたい。

もう1点は、テクノロジーで対応できるものは積極的に取り入れていてもらいたい。監査法人としての生産性・効率性をどう高めていくのか、結果としてどういったアウトプット、アウ

トカムが出てきたのかを説明できるところまで引き上げてもらいたい。

井口 私が、非財務情報の開示に疑問を抱くときは、開示内容が不足している場合が多い。さきほどお話しした役員報酬の開示もこれに当たる。したがって、非財務情報の保証においては、経営者等との対話を通じて開示を促していただくことにより、開示内容の妥当性を保証するという取組を進めていただければと考えている。既にKAMの開示においても同様の取組を始められていると思うが、今後、外部監査人の方には、一段と、企業経営等の幅広い専門性、知識が求められるのではないかと考える。

藤本 今回の新型コロナウイルスへの対応を通じて、財務情報だけではなく、非財務情報の重要性を再認識し、公認会計士、監査人として対応が変化した面もあると思う。次のステップとして、非財務情報を含めた企業情報開示全般に対して何が貢献できるのかということと考えるとともに、貢献するための基準開発及び必要となる知見や専門性を身に付けるための能力開発などを通じて、さらに変わっていかなければならない。

資本市場に対し貢献してくというスタンスは変わらず、今後も資本市場の皆様と協力しながら、企業情報開示の有用性及び信頼性向上に向けて取組を進めてまいりたい。


森 最後に、井口さん、山本さん、藤本さんには、大変多忙の中にもかわらず今回ご登壇いただき、感謝申し上げたい。これから、最終報告化に向けて、本日いただいたご意見も踏まえて検討を進めていきたいと考えている。是非、中間報告についてもご一読の上、ご意見があればお寄せいただきたい。

〈注〉

1 経済産業省 社外取締役に関するアンケート調査結果
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731004/20200731004-3.pdf>

※第41回オンライン研究大会において、『「企業情報開示に関する有用性と信頼性向上に向けた論点」(中間報告)～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクル実現に向けて～』を受講された方は、CPE単位の付与対象ではありません。申告しないでください。

教材コード J 0 2 0 7 9 2

 研修コード 2 3 0 2

履修単位 1 単位